

● 児童生徒健康診断票（歯・口）記入方法 ●

顎関節

顎関節の状態について、異常なし、定期的観察が必要、専門医（歯科医師）による診断が必要、の3区分について、それぞれ0、1、2で記入する。

歯列・咬合

歯列の状態、咬合の状態について、異常なし、定期的観察が必要、専門医（歯科医師）による診断が必要、の3区分について、それぞれ0、1、2で記入する。

歯垢の状態

歯垢の付着状態について、ほとんど付着なし、若干の付着あり、相当の付着あり、の3区分についてそれぞれ0、1、2で記入する。

歯肉の状態

歯肉炎の発症は歯垢の付着とも関連深いものであるが、ここでは歯肉の増殖や退縮などの歯肉症状からみて、異常なし、定期的観察が必要、専門医（歯科医師）による診断が必要、の3区分について、それぞれ0、1、2で記入する。

歯式

イ 現在歯、要観察歯、むし歯、喪失歯、要注意乳歯は歯式の該当歯に該当記号を付する。
 ロ 現在歯は乳歯、永久歯ともに該当歯を斜線または連続横線で消す。
 ハ 喪失歯は、むし歯が原因で喪失した永久歯のみとする。該当歯に△を記入する。
 ニ 要注意乳歯は、保存の適否を慎重に考慮する必要があると認められた乳歯とする。該当歯に×を記入する。
 ホ むし歯は、乳歯、永久歯ともに処置歯○または未処置歯◇に区分する。
 ヘ 処置歯は、充填、補綴により歯の機能を営むことができると認められる歯で該当歯に○を記入する。ただしむし歯の治療中のもの、処置がしてあるがむし歯の再発等により処置を要するものは未処置歯とする。
 ト 永久歯の未処置歯◇は、ただちに処置を必要とするものとする。
 チ 要観察歯は主として視診にて明らかでない窩が確認できないが、むし歯の初期病変の徴候（白濁、白斑、褐色斑）が認められ、その経過を注意深く観察する必要がある歯で該当歯に◇Oと記入する。
 具体的には、
 1 小窩裂溝では、エナメル質の実質欠損は認められないが、う蝕の初期病変を疑うような褐色、黒色などの着色や白濁が認められるもの。
 2 平滑面では、エナメル質の実質欠損は認められないが、脱灰を疑うような白濁や褐色斑等が認められるもの。
 3 そのほか、例えば隣接面や修復物下部の着色変化、1、2の状態が多数に認められる場合等地域の歯科医療機関との連携が必要な場合が該当する。この場合は学校歯科医所見欄に「CO要相談」と記載する。
 探針は、プラーク・食物残渣の除去・充填物の有無の確認を目的とする検査の補助器具として用いる。探針は先が鋭利なものを避け、用いるときは歯軸方向に強い圧は加えず、歯面に沿って水平方向に動かす。

歯の状態

歯式の欄に記入された当該事項について、上下左右の歯数を集計した数を該当欄に記入する。

その他の疾病及び異常

病名及び異常名を記入する。

学校歯科医所見

学校保健安全法施行規則第9条の規定によって学校においてとるべき事後措置に関連して学校歯科医が必要と認める所見を記入押印し、押印した月日を記入する。*検査を行っている場で記入するのが良い。

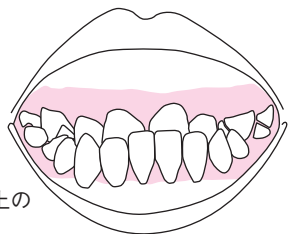
- 1 保健調査の結果と視診触診の結果から必要と認められる事項
- 2 CO・CO要相談
- 3 歯肉の状態（1）、（2）の者に対しては歯垢と歯肉の状態及び生活管理などを総合的に判断してGO：歯周疾患要観察者、歯科医による診断と治療が必要な場合はGのいずれかを記入する。
 GO 歯周疾患要観察者とは、歯垢があり、歯肉に軽度の炎症症候が認められているが、歯石沈着が認められず、注意深いブラッシング等を行うことによって炎症症候が消退するような歯肉の保有者をいう。

事後措置

学校保健安全法第9条の規定により学校においてとるべき事後措置について、特段の事後措置を要しない者（0）学校における保健指導（実技指導を含む）や健康診断等を行うのみの者（1）、地域の歯科医療機関において精密検査若しくは診断や治療を受けるよう、指示する者（2）の3区分について記入する。具体的な措置内容を明記する必要がある場合は空欄に記入する。

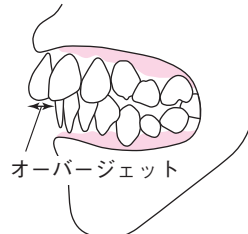
咬合判定「2」の基準

■ 下顎前突



前歯部2歯以上の逆被蓋

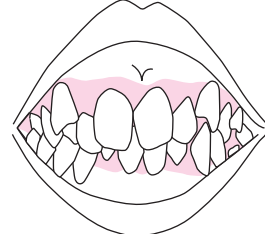
■ 上顎前突



オーバージェット

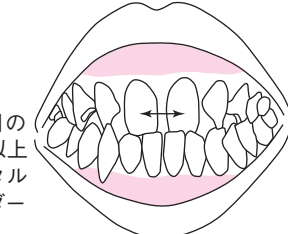
オーバージェットが7～8mm以上（デンタルミラーの直径の1/3以上）

■ 叢生



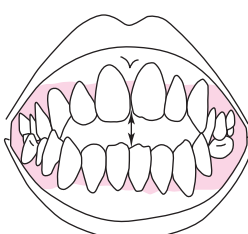
隣接歯が互いの歯冠幅径の1/4以上重なり合っているもの

■ 正中離開



上顎中切歯間の空隙が6mm以上（通常のデンタルミラーのホルダーの太さ以上）

■ 開咬



上下顎前歯切縁間の空隙が6mm以上（通常のデンタルミラーのホルダーの太さ以上）。ただし、萌出が歯冠長の1/3以下のものは除外

■ その他

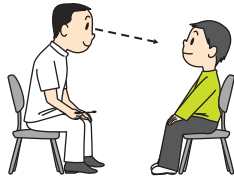
これら以外の状態で特に注意すべき咬合並びに特記事項（例えば、過蓋咬合、交叉咬合、缺状咬合、逆被蓋（たとえ1歯でも咬合性外傷のあるもの）、軟組織の異常、過剰歯、限局した著しい咬耗など）

健康診断の流れと要点

「学校歯科医の活動指針＜令和3年改訂版＞」付録

1 保健調査票で本人の状態や問題点を確認する。

2 口を閉じて姿勢を正して座らせ、顎・顔面・口（口唇・口角を含む）の状態を外部から検査する。



異常あり → 学校歯科医所見欄に記入

3 顎関節部に指を当て、口を開閉させて顎関節の状態を検査する。



◆ 顎関節

異常なし	→ 0
定期的観察が必要	→ 1
専門医（歯科医師）による診断が必要	→ 2

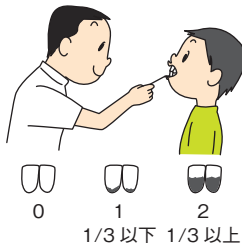
4 口を開閉させて歯列・咬合の状態を検査する。



◆ 歯列・咬合

異常なし	→ 0
定期的観察が必要	→ 1
専門医（歯科医師）による診断が必要	→ 2

5 噛み合わせた状態で前歯部の歯垢の付着状態を検査する。



ほとんどなし	→ 0
歯面の 1/3 以下	→ 1
歯面の 1/3 を超える	→ 2

6 噛み合わせた状態で歯垢の付着状況等を勘案したうえ前歯部の歯肉の状態を検査する。

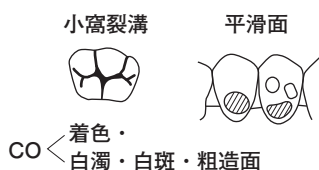


発赤・腫脹・出血

GO=歯石の付いていない歯肉炎
歯石沈着 (ZS)

異常なし	→ 0
定期的観察が必要 GO	→ 1
専門医（歯科医師）による診断が必要 G	→ 2

7 口を開けて歯の状態を検査する。



現在歯、むし歯、処置歯、喪失歯、要注意乳歯、要観察歯、中心結節、過剰歯、エナメル質形成不全など	
要観察	→ CO
要治療	→ C
CO 要相談	→ 歯式欄 3（裏面）参照

8 一連の流れの中で粘膜等その他の口の状態を検査する。

9 児童生徒等が抱えている問題や相談があればそれに応じる。